

機関番号： 32411
 研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2008～2010
 課題番号： 20530025
 研究課題名 (和文) ラテン・アメリカにおける民主化と人権救済制度の研究

研究課題名 (英文) Study on Democratization and Judicial System of Protection of Human Rights in Latin America

研究代表者

北原 仁 (KITAHARA HITOSHI)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号： 50195278

研究成果の概要 (和文)： ラテン・アメリカの民主化は、20 世紀末ごろから始まり、多くの国々でアムパーロ訴訟を発展させた人権救済制度が誕生したが、旧スペインの植民地であったカリブ海と太平洋諸国では、すでに合衆国の占領によって「民主化」と司法制度改革がおこなわれており、中南米諸国とはことなる性格の憲法または組織法を有していた。この点で、日本国憲法の制定過程を考察する素材を提供し、カリブ海と太平洋諸国と占領軍による日本の「民主化過程」と司法改革を研究することができた。

研究成果の概要 (英文)： Democratization of Latin America was launched in the late 20th century after the collapse of military dictatorship, with the result that the amparo suit which is characteristic of Latin American judicial system developed itself into an integral part of constitutional justice in many countries of South America. But the Caribbean islands and the Pacific islands dominated by the Spanish Empire, and ceded to the United States in 1898 after the Spanish-American war, had developed their own legal systems modeled on American constitutional law. The United States tried to reform these islands according to its constitutional thoughts. In terms of reorientation of governmental arrangements, the democratization and reformation of Japan after the World War II have much in common with these islands.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学・憲法

キーワード：憲法、ラテン・アメリカ、民主化、占領、司法制度

1. 研究開始当初の背景

(1) ラテン・アメリカ諸国に特徴的な人権救済制度は、アムパーロ訴訟・申立である。この制度は、1841 年のユカタン憲法に初めて明記され、さらに、メキシコの 1857 年憲法に

取り入れられた。その後、20 世紀末のラテン・アメリカ諸国の民主化にともない、今日では、広くラテン・アメリカ諸国ばかりかフィリピンにおいても憲法訴訟の一形態として制度的にも理論的にも大きく発展してい

る。

(2)しかしながら、同じラテン・アメリカ諸国といっても、カリブ海諸国にはこの制度が存在しない。つまり、ラテン・アメリカ諸国においても、司法制度の点から見ると、キューバやプエルトリコ等のカリブ海諸国は、大陸のラテン・アメリカ諸国と異なるのである。また、ラテン・アメリカの研究者との学術交流が深まり、メキシコのフェレル・マック＝グレゴル博士の『憲法訴訟法』を翻訳し、出版する機会に恵まれた。

2. 研究の目的

(1)このようなカリブ海諸国の司法制度の特質は合衆国の影響によるものであることは確認できたが、問題は、どのように合衆国の法制度がカリブ海諸国に影響を与えたのかということである。この点についても、カリブ海諸国は、合衆国によって植民地化されるか、あるいは一定期間占領されており、占領政策の一環として司法制度の改革も行われたのではないかと考えられた。したがって、この制度的な相違を研究することが研究の目的となった。

(2)しかしながら、そのためには、合衆国憲法の歴史的発展を理解することが必要となった。さらに、旧スペインの植民地であるカリブ海諸国だけでなく、フィリピンをも研究の射程にとらえ、その結果、日本国憲法の成立過程をも、研究対象とした。

3. 研究の方法

(1)できるだけカリブ海諸国、太平洋諸国の憲法史の文献を収集するとともに、キューバでの資料収集を行った。また、ラテン・アメリカの法制度に関する研究機関のメキシコ自治大学法学研究所を訪問し、所員の先生方から貴重なアドバイスを頂いた。

(2)また、アルゼンチンのブエノスアイレス大学法学部を訪問したことによって、中米の憲法訴訟制度とカリブ海諸国の司法制度との相違を確認できた。

4. 研究成果

(1)カリブ海諸国と南米他陸諸国の司法制度は、合衆国型とヨーロッパ大陸型とに分けられるが、その主要な原因は、合衆国の占領政策による。すなわち、カリブ海諸国の場合には、合衆国軍が直接占領統治し、国家と社会の「民主化」の過程で、組織法・憲法を制定し、統治機構、とくに司法制度を改革した。他方、チリ、アルゼンチンなどの南アメリカ諸国の場合には、20世紀の末の軍政の破綻によってどのように「民主化」が深化し、憲法裁判所の権限が強化されたのである。このようなカリブ海さらには太平洋

の島嶼地域における合衆国の占領政策という文脈に照らすと、日本国憲法の成立過程をカリブ海諸国における合衆国の占領による「民主化」過程と憲法制定過程の延長上に捉えることができる。

(2)合衆国連邦議会は、合衆国の成立と同時に、北西部条令 (the Northwest Ordinance) によって13州以外合衆国北西部の広大な土地について統治の原則を定めた。その後、合衆国は、フランスからルイジアナ地方を購入し、西部地方へと拡大し、メキシコから独立したテキサス共和国を併合し、米墨戦争の結果メキシコ北部地方を入手し、さらには、アラスカ、ハワイを併合していった。その上、合衆国は、1898年の米西戦争に勝利し、スペインのカリブ海と太平洋の植民地を手に入れた。このような合衆国の膨張過程において、合衆国憲法にその手続きが明記されているわけではない。合衆国は、購入、発見、準征服、併合、明白な征服等によって、その領土を拡大してきたのである。

(3)新たな領土にどのように合衆国憲法、特に「権利章典」が適用されるかについては、議論があったが、新領土の統治制度は、連邦議会が定めるとというのが憲法原則となった。ただし、北西部条令によって、「連邦領の住民」は、ヘイピアス・コーパス、陪審裁判を受ける権利、残虐刑の禁止、適正手続き、正当補償等が保障される(5条)。また、連邦憲法1条9節に規定された「ヘイピアス・コーパス令状」(1項)および「私権剥奪法」・「遡及法」禁止(2項)だけでなく、1791年の「権利章典」の修正1条ないし8条も、連邦領に適用される。しかし、1898年の米西戦争によって獲得したカリブ海諸国と太平洋の島嶼には、権利章典すべてが適用されるものではないという原則が立てられた。

(4)米西戦争で合衆国が獲得した旧スペイン領の島嶼の法的地位について、連邦最高裁判所は、20世紀初頭、一連のいわゆる島嶼事件 (insular cases) 判決を言い渡した。判決には、アメリカ合衆国の建国からの国土の膨張にともなう憲法問題が鋭いかたちで露呈している。最高裁は、「未編入領土」と「編入領土」という区別によって、合衆国憲法が直接適用できるか否かを定めたからである。

(5)キューバでは、1898年には、少なくとも三つの憲法体制が併存することとなった。すなわち、①キューバの独立軍が占拠する地域に適用される1897年10月30日のラ・ヤヤ憲法 (La Constitución de La Yaya)、②スペインの主権の及ぶ地域に適用される1897年11月25日の自治憲法 (la Constitución Autónoma)、③サンチャゴ・デ・クーバと呼ばれていた東部地方を占領したアメリカ軍のレナード・ウッド将軍が1898年10月20日公布したいわゆるレナード・ウッド憲法 (la Constitución de

Leonard Wood) である。

(6) レナード・ウッド憲法の内容は、ほぼアメリカ合衆国憲法の「権利章典」に倣ったものだと考えることができる。つまり、刑事手続き上の権利が豊富であり、このことは、キューバでの刑事司法制度の改革の必要性を示唆していた。

(7) 合衆国の後押しによって、1901年憲法が制定され、これは、合衆国型の憲法であるが、地方自治制度等、スペインの自治憲法の影響も見られる。キューバは、独立したが、憲法のプラット修正条項によって、その後も合衆国は、キューバに侵攻し、憲法改正ではなく、立法によって、つまり、地方自治制度（地方自治法）、信頼における公平な選挙制度（選挙法）、独立した司法制度（裁判所法）および効率的な公務員制度（公務員法）を確立しようとした。

(8) キューバは、その後形式的には完全に独立し、1940年憲法を制定した。1940年憲法は、フィリピンの1935年憲法よりも社会国家的特徴が顕著である。憲法制定会議では、自由主義から共産主義までの多様な思想に基づいて憲法草案が討議され、当時の西欧の憲法思想が積極的にとり入れられたからである。1948年の世界人権宣言に掲げられた権利のほとんどが1940年憲法に存在しており「西欧キリスト教文化圏で立憲主義の先頭に立っていた」とさえ指摘されている。

(9) 米西戦争は、主にキューバの支配を巡って争われた。しかし、「戦争がキューバを巡るものであったとしても、米西戦争によって生じた連邦議会と憲法論争の原因は、プエルトリコに関するものであった」と指摘されている。合衆国は、1900年の組織法と1917年の組織法を定め、プエルトリコを統治した。後者の組織法には、「州に適用される合衆国の制定法は、この法律に反対の規定がある場合を除いて、プエルトリコにおいても合衆国と同じ効果と効力を有するものとする」（9節）と規定し、税法を除き合衆国の法律が適用されると定め、合衆国憲法の「権利章典」にならった権利が規定されていた。

(10) プエルトリコ議会は、合衆国の立法にならった刑法、刑事訴訟法典等を次々と制定し、司法改革も行った。さらには、政教分離原則に基づいて、カトリック教会と国との関係を見直し、農地改革を実施した。この農地改革を実行したのが、日本における農地改革の推進者であったラデジンスキーの師であったタグウェルであった。

(11) その後、プエルトリコは、自治共和国として1952年憲法を制定した。この憲法も、合衆国憲法にならった「権利章典」を有するだけでなく、社会権規定を盛り込もうとした。この社会権規定は、ローズヴェルト大統領の「もう一つの権利章典」の影響を受けている。

(12) 「自由連合国家」憲法は、最終的な決定権を合衆国に留保されている。そして、この権利章典の解釈も、プエルトリコも合衆国の法令審査権に服し、合衆国連邦最高裁判所の判例準則を導入することによって、合衆国の「権利の言説」に包摂された。

(13) 合衆国は、フィリピンにおいても独立派を軍事的に制圧しなければならなかった。独立は、スペインの1869年憲法をモデルとするマロロス憲法を制定していた。また、マバーニは、独立運動を根拠づける独自の主権論を展開していた。

(14) マッキンリー政府は、パリ条約締結にもなつて、フィリピン統治の基本的枠組みを決めた。マッキンリー大統領は、1899年12月21日に発した声明において、「軍政の崇高な目的」は、「自由な諸国民の伝統である個人の権利と自由をすべてにフィリピン人にあらゆる方法で保障し、また、合衆国の使命は、恩恵的同化（benevolent assimilation）であり、恣意的な支配に代えて正義と権利を重視するように導くことであるとフィリピン人に明らかにすることによって、フィリピン人の信頼と尊敬と好感を獲得することにある」と宣言した。

(15) 宣言中の語句「恩恵的同化」は、端的に合衆国のフィリピンに対する主権を当然の前提としていた。そして、合衆国は、フィリピンの統治のために、1902年の組織法と1916年の組織法を制定した。これらは、いずれもプエルトリコの組織法と多くの共通点があり、特に1916年の組織法の権利章典は、プエルトリコのものとはほぼ同じである。

(16) 合衆国は、フィリピンの独立を前提して、1935年憲法を制定させた。1935年憲法は、フィリピンの組織法、特に1916年のジョーンズ法に大きく依拠しており、アメリカの憲法思想の影響を受けている。しかしながら、その他にも、マロロス憲法、ドイツ憲法、スペイン共和国憲法、メキシコ憲法、イギリスの不文憲法などが、1935年憲法の草案作成の際に参照されたと指摘されている。

(17) 1943年憲法は、日本軍の後押しを受けて制定された憲法であるが、フィリピン人の考えを酌んで、1935年憲法を継承する内容である。憲法前文は、次のように宣言する。「フィリピン人民は、神の摂理の助力を請い、自由な国民の存在を望んで、人民の独立を宣言し、一般の福利を促進し、国民の財産を守り、増大させ、平和、自由および道徳的正義に基づく世界秩序の創造に資するべき政府を打ち立てるために、この憲法を制定する」と。この「平和、自由および道徳的正義に基づく世界秩序の創造」という表現に大東亜共栄圏の影響を見ることができるかもしれない。

(18) カリブ海諸国に対する合衆国の一連の軍事介入は、1898年のキューバに始まり、

1934年ハイチからの海兵隊の撤退をもって終わりを告げる。ハイチの1889年憲法は、フランスの憲法思想に基づく憲法であったが、外国人の土地所有を制限する規定があり、外国人の経済的自由を制限していた。そこで、占領軍は、憲法改正をハイチ政府に迫った。ダルティグナーヴ大統領は、1918年6月12日に新憲法の賛否を問う国民投票を実施すると発表した。1889年憲法は、国民主権の行使を三権にのみ認め、憲法改正も議会が承認すると定めていた。しかし、国民投票制度が、導入され、ハイチの憲政史上初めての国民投票が行われ、新憲法が承認された。

(19) 占領軍は、ハイチにおいても衛生、教育、交通などの改革を行おうとした。しかし、フォーズ委員会は、ハイチの公衆衛生の向上は実現されたものの、司法制度の改革については、否定的な評価であった。「ハイチの裁判は、不十分であって、十分な報酬と近代的な手段によって司法制度を改革する必要性も、委員会に指摘されたのではなるが、このような問題は、ハイチ人自身が決めるべき問題である」と突き放している。その後、合衆国軍の占領下の1932年に憲法改正が行われ、1946年にも憲法が改正されたが、この憲法は、社会権条項が定められている。

(20) 日本国憲法草案の作成過程において重大な転機となった事件は、いわゆる松本案が毎日新聞にスクープされて、GHQの知ることとなった事件であろう。後に日本国憲法草案作成の責任者となるホイットニー自身、この松本案は、「改正に値しない、とわれわれはすぐに分かった」と回顧している。このままでは、国民は、「旧憲法のほとんどそのまま写したにすぎない案について賛否を問われざるをえなくなるだろう」と危惧したというのである。

(21) 1946年2月3日、マッカーサーは、ホイットニーに対して憲法草案を準備するよう指示した。ホイットニーは、いわゆるマッカーサー3原則に従うことを条件に、「作業を始めるのに完全な自由裁量を有することとなった」。こうして、ホイットニーのいうところによれば、GHQ 民政局の憲法改正案作成スタッフは、世界の国々の憲法の中から最良のものを用い、最悪なものを捨て、憲法草案を作成したのである。

(22) 合衆国政府の日本の憲法改正に関する基本方針を直接・具体的に示した文書は、1946年1月7日に承認された「日本の政治組織の改革 (Reform of the Japanese Constitutional System)」(SWNCC228) である。マッカーサーのいわゆる三原則に基づいて、実際に憲法改正草案を準備したのは、GHQ の民政局のスタッフであった。また、総司令部案の起草にあたった人々には弁護士が多く、彼らは、「会社法専門の弁護士」であったといわれること

もある。

(23) 特に、ホイットニーは、マッカーサーの取り巻きの一人となるまでに、十数年間、マニラで弁護士業を営んでおり、「1936年には鉱山試掘や株式投資で百万長者」となり、また、「1925年から1940年まで会社の顧問弁護士であり、数社の鉱山会社の社長としてフィリピンに在任していた」。したがって、彼が、フィリピンの1935年憲法の「天然資源の保存と利用」に関する規定を知らなかったとは考えられない。それだけではなく、国会の部分を担当したスウォープは、プエルトリコの総督であったし、陸軍大臣のスティムソンもフィリピン総督の経験があり、リーイは、プエルトリコ総督の経験があるなど、合衆国政府には、島嶼諸島での統治の経験があった者が見られる。

(24) マッカーサー草案の人権の作成過程においては、ニューディール政策に加えてワイマール共和国と北欧諸国の憲法・法律を援用することによって、日本の非軍国主義化・民主化を図ろうとする意図がこれ等の条文から伺えるのである。ケーディス、ラウエル、ホイットニーらの法律家は、社会保障制度の設置は民政局の責務ではないとして、これらの日本の特殊性を希薄化する方向で修正を行っている。しかし、社会権は「最近のヨーロッパ諸国の憲法では広く認められているところ」であるから、憲法典に明記することは異様なことではない。

(25) 社会国家観については、第二次世界大戦前でもフィリピンの1935年憲法に「すべての人民の福利と経済的安心を保障するために社会正義を促進することは、国家の関心事でなければならない」と規定されているだけでなく、キューバの1940年憲法でも「労働と財産」(第7編)には、「労働は、個人の不可譲の権利である」と謳うだけでなく、団結権(69条)、ストライキ権(70条)、労働協約締結権(71条)などの諸権利が認められている。したがって、こうした規定は、時代の思潮を反映したものでもあった。また、農地改革に関する規定も、フィリピン憲法、キューバ憲法等にも見られる。

(26) マッカーサー草案の「権利章典」には、刑事手続き上の権利が多く規定されている。したがって、日本においても、刑法典の一部、刑事訴訟法の全面的な改正が必要とされ、裁判所も英米法にならった司法裁判所が設けられた。

(27) したがって、GHQ は、日本国民における「民主的傾向の復活強化」のために普遍的理性の指し示すところを憲法草案のなかで文章化したにすぎないと信じていたが、人類普遍の政治原理と信じたものは、すべてアメリカの憲法史から引き出されたものであった。つまり、「権利章典、権力分立、司法審査は、

アメリカ憲法が雛形を提供した政治的伝統であり、平和条約でさえ、ヨーロッパの紛争に介入することをできるだけ回避してきた30年代までのアメリカの態度を反映している。アメリカ憲法の思想的基盤である社会契約論は、万人に通じる自然法を想定するので、アメリカの憲法原理が普遍的通用力を有するものと信じられたとしても不思議ではない」という指摘がある。

(28)しかし、日本国憲法には、合衆国憲法の「権利章典」と異なる点もある。日本国憲法は、プエルトリコの1952年憲法と同じように、ローズヴェルト時代のニューディール政策による社会民主主義的な理想の影響を受け、25条を始めとする社会権の諸条項を規定している(ただし、1952年憲法では、社会権は、20条に規定される予定であったが、これは合衆国議会の反対にあつて憲法典には盛り込まれなかった)。さらに、前述のように、キューバの1940年憲法は、合衆国の占領下で制定された憲法ではないがゆえに、社会権を含む充実した「市民の権利」を掲げていたから、日本国憲法も、時代の風潮を反映していたともいえる。

(29)日本国憲法では、「社会的市民権」が明記されることによって豊富となった「国民の権利」を制度的に支える枠組みとして、裁判所に「法令審査権」が付与されただけでなく、刑事訴訟法や裁判所組織自体の改革によっても、裁判所の役割が強化された。したがって、このような制度的な枠組みを通じてさらなる「権利の言説」の拡大と精緻化が見られ、法曹や憲法教育・研究者の役割が拡大再生産され、合衆国だけではなく西欧諸国の憲法の概念的・規範的枠組みを介して日本国憲法を再解釈するという日本型の「権利の言説」が確立されたのである。

(30)合衆国の膨張過程において合衆国憲法と植民地政策、ひいては日本占領政策を考察するという視点は、従来になかった。本研究は、その点で大きな意義がある。さらには、イギリスやフランスなどの植民地政策と憲法の関係の研究することによって新たな学問的地平が拓かれる可能性を秘めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 北原 仁「占領と憲法—カリブ海諸国とフィリピン(3)」『駿河台法学』 査読無 第24巻第3号、2011、35～66
- ② 北原 仁「占領と憲法—カリブ海諸国とフィリピン(2)」『駿河台法学』 査読無 第24巻第1・2合併号、2010、430～76
- ③ 北原 仁「占領と憲法—カリブ海諸国と

フィリピン(1)」『駿河台法学』第23巻第2号、2010、247～88

- ④ 北原 仁「キューバ社会主義憲法とその変容」『駿河台法学』 査読無 第22巻第2号、2009、49～86

[学会発表] (計1件)

「占領と民主化—ラテン・アメリカ、フィリピンおよび日本」 日本スペイン法研究会 2009年11月21日、於 南山大学法科大学院

[図書] (計1件)

北原 仁「ラテン・アメリカの憲法」および「その他の違憲審査制(1)ラテン・アメリカ」杉原泰雄編『新版・体系憲法事典』青林書店、2008、130～3および259～61

6. 研究組織

(1)研究代表者

北原 仁 (KITAHARA HITOSHI)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号：50195278